

令和8年度（令和8年7月21日付採用）
宮崎市消費生活相談員（会計年度任用職員）募集案内

令和8年7月21日付で宮崎市産業政策課（宮崎市消費生活センター）において採用する消費生活相談員（会計年度任用職員・週31時間勤務）を次のとおり募集します。

■受付期間 令和8年6月1日（月） から 6月15日（月）まで

1. 募集職種、採用予定人数及び職務内容

募集職種	採用予定人数	職務内容（期待される役割）
消費生活相談員	1名	1. 消費者からの相談対応、事業者とのあっせん・交渉による事案の解決 2. パソコンによる相談記録の入力、啓発業務、その他センター内事務

2. 受験要件（応募資格等）

・パソコン操作（文書作成及び表計算ソフト等）が円滑に行えること。

・次の欠格要件のいずれにも該当しないこと

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 宮崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※専門資格は不要です。ただし、以下の資格のいずれかを有する者は”主任消費生活相談員”として任用します。詳細は「3. 勤務条件等について」参照

①消費生活相談員（消費者安全法（平成21年法律第50号）に規定する国家資格試験合格者）

②消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会が実施する事業認定資格合格者）

③消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会から資格付与された者）

④消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センターから認定された者）

《お問い合わせ先》

宮崎市 経済部産業政策課（宮崎市消費生活センター）

TEL（0985）21-1792（直通）

3. 勤務条件等について

勤務条件については、次のとおりです。

※令和8年6月1日現在の内容であり、報酬月額や諸手当は給与改定等により変更となる場合があります。

任用期間	令和8年7月21日から令和9年3月31日まで ※任期終了後は、勤務評定が優秀である等の一定の条件を満たした場合、公募によらず再度の任用をされることもあります。 (公募によらない再度の任用の回数に上限はありません。) なお、任用(再度の任用を含む。)後1か月間は条件付採用期間です。		
勤務形態 及び 報酬月額	職種	1週間当たりの 勤務時間	報酬月額
	主任消費生活相談員	31時間	193,600円~202,480円
	消費生活相談員	31時間	185,600円~193,600円
	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの勤務時間は、休憩時間を除いた時間です。 ・1日の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで。 ・週休日として指定する水曜日を除く月曜日から金曜日までのうち4日。 (これらの曜日が一般職の職員の休日に当たるときは休日) 		
諸手当	<ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償として、通勤に要する費用相当額が支給されます。 ・期末勤勉手当は、条件に応じて支給されます。 		
勤務場所	宮崎市 経済部 産業政策課 宮崎市消費生活センター		
駐車場	ありません。		
年次有給 休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇は、原則10日付与されます。 ・その他特別休暇等の制度があります。 		
社会保険 等	地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。		

4. 受験申込み

(1) 申込み方法

○宮崎市ホームページから「令和8年7月21日付採用 宮崎市消費生活相談員採用試験受験申込書」を両面印刷し、必要事項記入後、写真貼付のうえ提出してください。

- ・写真は、申込前3か月以内に撮影した、正面・無帽・無背景のカラー写真で上半身のものを使用してください。
- ・写真の裏面に氏名を記入し、はがれないように貼ってください。

○添付書類

- ・受験票送付用封筒1通(110円切手を貼った長形3号封筒に宛先を明記ください)。
- ・2. 受験要件(応募資格等)の「主任消費生活相談員」の資格に該当する方は、取得資格の資格者証の写し。

○提出の方法は、郵送又は持参してください。

郵送の宛先：〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
宮崎市 経済部 産業政策課

※封筒の表に「消費生活相談員受験申込み」と朱書きし簡易書留で郵送ください。

持参の場合：宮崎市橘通東一丁目7-4 第一宮銀ビル8階
宮崎市経済部産業政策課

- ・受付期間は次のとおりです。
令和8年6月1日（月）午前9時から令和8年6月15日（月）午後4時30分まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
郵送の場合は、令和8年6月15日（月）必着

（2）申込み時の注意事項

- ・不備の修正を含めて受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。余裕をもって申込みを行ってください。
- ・郵送等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
- ・申込みにかかる郵送料等は、各個人の負担となります。

5. 試験の方法

個人面接：主として人物・識見などについての個別口述試験（約15分程度）

6. 試験日時及び合格発表

試験日時：令和8年6月18日（木）午前中

※集合時間は6月16日（火）までに電話にてお知らせいたします。

6月11日（木）になっても連絡がないときは、宮崎市産業政策課までお問い合わせ（Tel 21-1792）ください。

合格発表：令和8年6月30日（火）までに文書にて通知します。

7. 採用について

- （1）合格者は、「令和8年度消費生活相談員（会計年度任用職員）採用候補者名簿」（合格発表の日から令和9年3月31日まで有効）に搭載され、必要に応じて順次採用されます。
- （2）受験申込書（資格等、経歴を含む。）に虚偽の記載がなされていることが判明した場合は、合格を取り消し、採用しません。
- （3）応募者が採用予定数に満たなかった場合でも、試験の結果を受けて採用を行わないことがあります。

8. 試験会場 宮崎市役所会議室棟第1会議室（宮崎市橘通西1丁目1番1号）



9. その他

災害やその他事情により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、受験申込み時に記入された連絡先に電話等にてご連絡します。